

綾瀬市私設汚水マンホールポンプ施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排水設備の整備の促進及び水洗便所の普及を図るため、既設建築物の敷地の地勢により汚水を自然流下で公共下水道に排除できない場合で、自費により私設汚水マンホールポンプ施設(以下「汚水ポンプ」という。)を設置する者に対して、当該工事に要する資金を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (2) 水洗化 法第11条の3第1項の規定により、くみ取り便所を水洗便所に改造することをいう。

(助成の要件)

第3条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、市長が法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用及び下水の処理開始の公告をし、当該公告された区域の開始日から3年以内に排水設備の設置及び水洗化を行うもので、当該工事の際、市長が定める形式の汚水ポンプを設置する個人とする。ただし、市税、下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金を滞納している者については、この限りでない。

(助成の特例)

第4条 家屋の所有者以外の者が、自己の居住の用に供する家屋に係る汚水ポンプの設置を行う場合において、市長が特に必要と認める場合は、当該家屋の所有者以外の者に対して助成を行うことができる。

- 2 前項の所有者以外の者が助成を受けようとするときは、当該家屋の所有者の承諾を得なければならない。

(助成対象工事費の範囲)

第5条 助成の対象とする工事費の範囲は、汚水ポンプ(圧送管、ポンプ槽、ポンプ及び電気設備)に係る工事費とする。ただし、ポンプ槽に流入するまでの排水設備

及び自然流下が可能な地点からの排水設備を除く。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1 汚水ポンプ設置工事につき50万円を限度として、現に要した額(千円単位とし、千円未満は切り捨てる。)とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、汚水ポンプ設置助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、綾瀬市下水道条例施行規則(昭和54年綾瀬市規則第41号)第4条第1項に規定する排水設備新設等確認申請書と併せて提出しなければならない。

3 2人以上の者が共同で助成金の交付を受けようとする場合の申請は、汚水ポンプ設置助成金交付申請者名簿(第1号様式の2)を添付し、それらの者のうち代表者が行うものとする。

4 第4条第1項に規定する者が助成金の交付を受けようとする場合の申請は、同条第2項の規定による承諾書を添付しなければならない。

(助成金の決定及び通知)

第8条 市長は前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査の上助成の可否を決定し、その旨を汚水ポンプ設置助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(設計施工の制限)

第9条 この工事に係る設計及び施工は、綾瀬市下水道条例(昭和54年綾瀬市条例第24号。以下「条例」という。)第6条第1項に規定する指定下水道工事店でなければ行うことができない。

(汚水ポンプ設置工事の着手)

第10条 第8条の助成金交付決定を受けた者は、条例第5条に規定する排水設備の計画の確認を受けた後、速やかに汚水ポンプ設置工事に着手しなければならない。

(汚水ポンプ設置工事完了の届出等)

第11条 条例第7条第1項の規定により、汚水ポンプ設置工事が完了し、検査を受けようとする者は、汚水ポンプ設置工事完了届(第3号様式)及び汚水ポンプ設置工事費精算報告書(第3号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(助成金額の決定及び交付)

第12条 市長は、第8条の規定により助成金交付を決定した者(以下本条において「申請者」という。)の工事について、条例第7条第1項の規定による工事の検査の合格を確認したときは、第6条に定めるところにより助成金額を決定し、汚水ポンプ設置助成金額決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の助成金については、申請者の請求により交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な方法により助成金交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づき市長が付した条件に違反したとき。

(汚水ポンプの維持管理)

第14条 助成金の交付を受けて設置した汚水ポンプの維持管理は、申請者が行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。